

鳥取縣公報

昭和十七年六月十二日
第千三百四十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5辨

縣令

◇鳥取縣令第四十四號

昭和十六年十一月鳥取縣令第六十六號廢物検査規則中左ノ通改正
ス
昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第七條第一項中「玄米」ノ下ニ、「大麥、小麥、稗麥及菜種」ヲ加ヘ
「大麥、稗麥及菜種」等、「二等、三等及等外」及「小麥一等、二
等、三等、四等及等外」ヲ削リ同條第二項中「玄米、大麥、」ノ下
ニ「小麥」ヲ加ヘ「小麥ニ在リテハ四等ノ下ニ五等ヲ」ヲ削ル
別記様式第五號検査封緘紙中「五等」及様式第七號検査等級證明中
「五等」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十六年以前ニ生産セラレ
タル小麥ノ検査ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

告示

◇鳥取縣告示第三百四十九號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅検査章ヲ左ノ通返納並交付セリ
昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

區分	番號	返納 交付	年 月 日	所屬廳名	職名	氏 名
縣稅検査	七〇	昭 和 十 七 年 五 月 九 日 返 納	昭 和 十 七 年 五 月 九 日	氣高郡東 鄉村役場	書記	河田菊次
同	同	昭 和 十 七 年 五 月 十 八 日 交 付	昭 和 十 七 年 五 月 十 八 日	同	同	山本常政

◇鳥取縣告示第三百五十號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ
開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ
昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱 位 置 設 置 者
 鳥取縣西伯郡澁江町 鳥取縣西伯郡高麗 鳥取縣西伯郡澁江町外
 外四ヶ村組合立養良村大字今津字濱田 四ヶ村青年學校組合
 青年學校 二八六番ノ一

鳥取縣告示第三百五十一號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱 位 置 設 置 者
 西伯郡所子村青年學校 西伯郡所子國民學校併設 所子村
 同 郡大和村青年學校 同 郡大和國民學校併設 大和村
 同 郡澁江町青年學校 同 郡澁江國民學校併設 澁江町
 同 郡宇田川村青年學校 同 郡宇田川國民學校併設 宇田川村
 同 郡高麗村青年學校 同 郡高麗國民學校併設 高麗村

鳥取縣告示第三百五十二號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱 位 置 設 置 者
 鳥取縣東伯郡倉吉 東伯郡倉吉町上灘國民 倉吉町
 町上灘青年學校 學校ニ併設

鳥取縣告示第三百五十三號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年六月十二日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之
 本籍 鳥取縣西伯郡高麗村大字妻木九六九番地
 住所 日野郡根雨町大字根雨六五三番地
 昭和十七年五月二十九日 登錄
 第八五八號 遠 藤 信 子
 大正九年十月五日生

鳥取縣告示第三百五十四號

纖維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル者左ノ通指定ス

昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第三百五十五號

纖維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ヲ取扱フ團體左ノ通指定ス

昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

福島紡績株式會社倉吉工場購買會
 郡是製糸株式會社鳥取工場購買部
 郡是製糸株式會社倉吉工場購買部
 日本製糸株式會社米子工場販賣部
 日本製糸株式會社湖山工場販賣部

鳥取縣告示第三百五十六號

左記墓地ハ今回改葬スルニ當リ緣故者不明ノモノ有之趣ニ付有縁者ハ來ル六月三十日迄ニ直接管理者ヘ申出ラシテ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ措置セラルベシ

昭和十七年六月十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 墓地所在地

仙臺市東十番丁四十八番地
 墓碑數三十六基
 管理人 仙臺市東十番丁四十八番地
 德泉寺住職 關 口 宗 明

一 墓地所在地

仙臺市東十番丁十三番地
 墓碑數七十五基
 管理人 仙臺市東十番丁十三番地
 金勝寺住職 澁 谷 正 宗

一 墓地所在地

仙臺市東十番丁八番地ノ一
 墓碑數二十三基
 管理人 仙臺市東十番丁八番地ノ一
 榮明寺住職 本 多 勇 謙

報 載

昭和十七年上期末

賞與國債支給運動

(振興課)

大東亞戰爭を完遂し、大東亞共榮圈を確立する爲には、従前に増して巨額な國債消化資金、並に生産擴充資金等を必要とするのであつて、これが供給を確保すると共に、國民生活の安定を期する爲には一般購買力の急速なる吸収を圖ることが現下喫緊の要務である。而してこれが方策として給與の源泉に於て高度の貯蓄の實行を求めるとは、これ等の要請に容與するところ極めて大なるものがあると信ずる。

仍て本年上期末に於ては、廣く賞與國債支給の實行を求め、能ふ限り多額の國債消化を圖つて銜後國民の重大責務達成に邁進することとなつたのであつて、即ちこゝに此の賞與國債支給運動の實施要項を掲げて、各位の積極的なる協力を希望する次第である

(一) 國債貯蓄債券又は報國債券支給總額の割合官公署、事務

所、營業所、工場、事業場其の他に於ける賞與、期末手當の内國債、貯蓄債券又は報國債券(特別報國債券を除く以下同じ)を以てする支給總額は

- 一 一時局産業に關係のないものにあつては概ね賞與支給總額の二割以上
- 二 一時局産業に關係のものにあつては概ね賞與支給總額の二割五分以上

とする。

(二) 各人別支給標準

國債、貯蓄債券又は報國債券を以て支給すべき各人別の金額は左記割合に依ることとし、尙賞與受給者の扶養家族の數、家庭の事情、當該賞與以外の收入、舊債の償還其の他を考慮して、不合理と認められぬ限り必ずこれを勵行すること。但し當該官公署、事務所、營業所、工場、事業場等に於ける國債貯蓄債券又は報國債券支給總額は常に前號の割合を下らぬものとす。

賞與額(期末手當) 臨時給與を含む	國債、貯蓄債券又は報國債券支給割合
百圓以下	賞與額の二割五分相當額以上
二百五十圓以上	同 二割相當額以上
五百圓以下	同 二割五分相當額以上
千圓以下	同 三割相當額以上

- 五千圓以下 同 四割相當額以上
 - 五千圓を超えるもの 同 五割相當額以上
- (三) 實行方法
- 一 各省は其の省に於て實行するは固より、管下各地方官廳、關係會社及団体等を指導して本趣旨の徹底的實行を期する。
 - 二 道府縣に於ては
 - イ 管内官公署、事務所、營業所、工場、事業場等に對し、其の代表者の會合を催し或は文書其の他適切なる方法に依り積極的に協力を求める。なほこれが爲にはその事務所、營業所、工場、事業場等に強力なる實行委員を設けて推進を圖る
 - ロ 本運動の成果の萬全を期する爲廳内關係部課と緊密なる連絡の下に、特別推進班の如きものを設けて強力に指導奮勵すると共に、其の徹底に依り本年度國債、貯蓄債券並に報國債券の消化目標額達成に資する。
 - ハ 管内官公署、事務所、營業所、工場、事業場等に於て支給すべき國債、債券又は報國債券は、本廳又は本社に於て一括購入することなく、それら其の所在地に於て最寄りの郵便局又は金融機關から購入せしめる。

ニ 既往の實績について實行が不充分であると認められる向に對しては、別的に其の原因を検討して必ず所定の支給目標

ハ 支給標準以上を實行するやう積極的に指導奮勵すること

ホ 本運動の實施に當りては大會社、大工場等のみに限ることなく、一般的にこれを實行せしめる。

ヘ 會社經理統制令等の法令に基き、賞與中其の一部を國債等を以て支給し之を會社に於て保管する場合、又は當該會社に於ける國民貯蓄組合の斡旋に依る貯蓄と爲さしめる場合に在つては、賞與額に對し前記支給標準に依り算出した金額から法令に基き國債等を支給する額又は組合貯蓄とした額を差引いた金額を最低限度としてこれを勵行せしめる。

ト 支給した國債貯蓄債券又は報國債券は、無料保管制度の利用等に依つて換價防止の措置を講ぜしめる。

チ 貯蓄強調週間の利用其の他適切な方法に依り、廣く一般に對しても趣旨の徹底を圖つて實行を求め。

(四) 報告

道府縣に在つては管内官公署、事務所、營業所、工場、事業場等より賞與支給後速に所定の第一號様式による賞與國債支給狀況報告書を提出せしめ、其の總括表を同第二號様式に依り七月末日迄に國民貯蓄獎勵局に報告する。但し資本金壹千萬圓以上の會社の事務所、營業所であつて、役員及び職員の数常時百人以上のもの、及び工場、事業場にして勞務者數常時千人以上を使用するもの

のに在つては、本報告書はこれを二通とし、内一通を總括表に添付報告することになつてゐる。

飼料自給増産報國運動

五月中旬より十月下旬まで

(農務課)

飼料の供給確保を圖るは現下軍馬資源の維持、並に畜産生産力擴充上極めて肝要であるのみならず、食糧増産國策遂行の上にも至大の關係があるに鑑み、從來飼料の配給統制其の他各般の對策を講じて其の需給の圓滑化に努めて來たのであるが、食糧及び輸送事情に關連して之が供給は當分改善を望み難い事情にある。

依つて農林省では五月中旬より十月下旬までの間に全國に於て草類其の他の粗飼料乾燥量五十萬噸の自給増産を行ひ、併せて從來より供用せる粗飼料の品質改善及び飼料給與法の改善に依つて濃厚飼料の節約を期するため全国的に「飼料自給増産報國運動」を行ふこととなつたが、本縣でも之に呼應して勤勞報國精神を基調とする之が實行運動を展開することとなつた。其の要項は次の通りである。

00591

一時期
五月中旬より十月中旬
二 協力団体

縣農會、縣青少年團、農業報國聯盟支部、日本馬車會支會、縣畜産組合聯合會、縣馬事牧野協會

三 後援団体

大政翼賛會支部、新聞社其の他

四 運動實施の範圍

牛馬飼養農家の自覺實行に俟つこと勿論であるが、時局下飼料の増給が食糧の増産並に其の確保のためにも密接不可分の關係にあるに鑑み、各種団体、學校等廣く國民各層の協力實踐を要請する。

五 運動實施方法

(一) 縣に於て行ふべき事項

イ 實施計畫の樹立

廣く縣民各層の協力實踐を要請するため、知事を會長とし縣關係職員及び關係団体代表者を委員とする「飼料自給増産委員會」を設けて縣内に於ける運動の實施計畫を樹立する。

ハ 實施計畫の指示

管内一團及び郡單位の打合會を開いて其の區域内の關係団体に對し本運動の趣旨及び實施計畫を説明し地方事情に即した實行方策の細部に關し協議せしめる。

ハ 市町村實行計畫の樹立指導

實施計畫に基き縣農會、畜産組合聯合會、縣青少年團、農業報國聯盟支部、大政翼賛會支部其の各團體の協力の下に郡單位団体を通じて本運動の趣旨の普及徹底を圖ると共に市町村毎に實行計畫を樹立せしめ、農家及び団体をして勤勞作業を實踐せしめる。

ニ 特別指導市町村の指定

特に増産を要すると認められた市町村を特別指導市町村に指定して指導の徹底を期する。

ホ 實行督勵班の編成派遣

飼料自給増産委員會委員其の他適當と認める者を指導員に任命或は囑託し、實行督勵班を編成して運動の實踐を指導督勵せしめる。

ハ 表彰

必要に應じて増産成績良好な団体又は指導者の表彰を行ふ

(二) 市町村に於て行ふべき事項

市町村又は市町村農會は運動實行の徹底を期するため市町

00592

(三) 団体の行ふべき事項

イ 縣農會は縣及び帝國農會の指示に基き、系統農會を通じて農家及び農家組合の指導督勵に努めること。

ロ 縣青少年團は所屬青少年團の指導督勵に努めること。

ハ 縣畜産組合聯合會は縣及び中央団体の指示助成に基き管内關係団体をして家畜飼養者の指導督勵に當らしめる外、地方に於ける運動の趣旨普及並に粗飼料の増産利用に關する傳習會、講話會を開催して市町村技術員の養成を行ふ等

技術の普及向上のため必要な施設をなすこと。

六 運動實施方針

イ 本運動の目的達成上増産目標の確保に付ては特に之が徹底を期する。

ロ 増産のために行ふ山野草の刈取に付ては、從來農家其の他に於て草刈をしない場所を選定して絶對量の増産に資するハ 野草の利用に付ては乾草調整等の勵行に努め、單なる草刈運動に終ることのないやう實行する。

七 運動の趣旨普及宣傳

イ 縣の實施計畫を記載せる趣旨書を關係各機關に頒付する。

ロ 本運動實施に關する協議會又は各種會合に於て趣旨の普及徹底を圖る。

ハ 本運動の趣旨の徹底に關してラヂオ放送を行ふ。

ニ 縣畜産組合聯合會よりポスター、パンフレット、リーフレ

ニ 飼料自給の方法に付ては乾草増産に主力を集中すべきことは勿論であるが、綠肥作物飼料作物、樹付種桑葉、茶穀、農作物の莖葉等の利用増進に付て適當な實踐時期を定め、綜合的に自給の方策を講ずる。

ホ 増産目標の達成に努めるの外乾草、品質の改善、又は埋芻製造、石灰處理等の獎勵に依り優良な粗飼料の利用に付ても之が徹底を期する。

ハ 本運動に依り増産した乾草は地元にて利用するのを原則とする。但し出征遺家族に優先的に提供し、又必要ある場合は飼料不足地方に畜産団体の斡旋に依り之が供給を行ふ等、其の處分に付ては縣に於て遺憾のないやう處理する。

ト 市街地、工業地等の牛馬粗飼料欠乏の現狀に鑑み、本運動に依る増産飼料の一部は之等家畜に斡旋供給の方具体的計畫を樹て、實行する。

七 運動の趣旨普及宣傳

イ 縣の實施計畫を記載せる趣旨書を關係各機關に頒付する。

ロ 本運動實施に關する協議會又は各種會合に於て趣旨の普及徹底を圖る。

ハ 本運動の趣旨の徹底に關してラヂオ放送を行ふ。

ニ 縣畜産組合聯合會よりポスター、パンフレット、リーフレ

- 二 相貌、特徴 身長五尺二寸位、顔丸ク、額廣ク眉毛太ク、目並、鼻隆ク、口並、顎長ク、耳並、頭髮七分位、特徴ナシ
- 三 著衣及所持金品 著衣空色オーバー、鼠色ジャケット、メリヤスシャツ、鼠色コールドズボン、左足毛糸ノ靴下、右足足袋ヲ穿ツ、所持金品ナシ
- 四 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年四月十七日
- 五 假埋葬年月日及場所 昭和十七年四月二十二日函館市山背泊共同墓地
- 六 取扱者 函館市長

- リヤス上下、メリヤスサル又、毛糸(鼠色)胸巻、足ニ赤毛布、ゴム短靴(十一文)紺ノ作業衣菊色裏、毛草付スキ帽軍手軍足黒色マフラ、茶革バンド、メリヤスアング一シャツ
- 一 所持品 紫色ノ革ニ折財布(忠君愛國ノ刺繍アリ)ニ現金一圓三十四錢
- 一 死亡ノ年月日 昭和十六年十二月二十日頃ト推定
- 一 死亡ノ場所 根室郡和田村大字和田三百三番地牧場内
- 一 埋葬場所 根室郡和田村大字和田同墓地ニ假埋葬
- 一 屍體ノ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年三月五日
- 一 取扱者 北海道根室郡和田村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍住所氏名年齢 本籍住所氏名不詳 推定年齢四十歳位
- ノ男
- 一 相貌 身長五尺二寸位、面長色白中肉頭髮斷髮齒揃フ
- 一 著衣 黒ラシヤ半オーバー、木綿コールド天乘馬ズボン、メ

昭和十七年六月十二日印刷
昭和十七年六月十二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所